（特定補導費）

第八条　次に掲げる措置（以下「特定補導」という。）を委託したときは、特定補導費として、その内容の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。この場合において、委託した特定補導は第三条各号の措置に当たらないものとする。

医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基づく特定の犯罪的傾向を改善するために体系化された手順による処遇に係るもの	三、四〇〇円
依存性薬物、アルコール、ギャンブル等に対する依存からの回復に資する処遇に係るもの（前項に定めるものを除く。）	一、二九七円
再び犯罪をすることがないよう、又は非行をなくすよう健全な生活態度を保持しながら自立した地域生活を営むために改善することが必要な個別の問題に対して行う処遇に係るもの（前二項に定めるものを除く。）	八一四円
再び犯罪をすることがないよう、又は非行をなくすよう健全な生活態度を保持しながら自立した地域生活を営むために行う処遇に係るもの（前三項に定めるものを除く。）	三四九円

（地域指定）

第九条　［略］

第三章　更生保護施設以外において宿泊場所を供与して行う措置の委託

（薬物依存回復訓練費）

第十四条　第八条の表第二項に掲げる処遇に係るもののうち、依存性薬物に対する依存の改善に資するもの（以下「薬物依存回復訓練」という。）を委託したときは、これに要する費用の支弁は、被保護者一人一日につき千二百九十七円とする。

第四章　宿泊場所を供与しないで行う措置の委託

（宿泊場所を供与しないで行う措置の委託）

第十五条　［略］

（薬物依存回復訓練費）

第十七条　認可事業者以外の者に対して薬物依存回復訓練を委託したときは、これに要する費用の支弁は、被保護者一人一日につき千二百九十七円とする。

（特定補導費）

第十八条　第八条の規定は、認可事業者に対して特定補導を委託した場合について準用する。

第十九条の二　［略］

第五章　補則

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（薬物依存回復訓練費）

第八条　薬物依存回復訓練を委託したときは、これに要する費用の支弁は、被保護者一人一日につき千二百九十七円とする。

（地域指定）

第九条　［同上］

［章名を付する。］

（薬物依存回復訓練費）

第十四条　薬物依存回復訓練を委託したときは、これに要する費用の支弁は、被保護者一人一日につき千二百九十七円とする。

［章名を付する。］

（宿泊場所を供与しないで行う措置の委託）

第十五条　［同上］

（薬物依存回復訓練費）

第十七条　薬物依存回復訓練を委託したときは、これに要する費用の支弁は、被保護者一人一日につき千二百九十七円とする。

（薬物依存回復プログラム費）

第十八条　法第八十五条第一項に規定する生活指導として行う依存性薬物に対する依存を改善するための回復プログラムの措置を委託したときは、これに要する費用の支弁は、被保護者一人一日につき千二百九十七円とする。

第十九条の二　［同上］

［章名を付する。］

附　則

１　この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、令和五年四月一日から適用する。

２　前項の規定を適用する場合においては、この省令による改正前の更生保護委託費支弁基準の規定に基づいて支弁された費用は、改正後の更生保護委託費支弁基準の規定による費用の支弁の内払とみなす。